

横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱

制 定 平成9年4月1日

最近改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、災害等に備えて地域防災拠点に備蓄する救助物資（以下「備蓄物資」という。）及び防災備蓄庫（以下「備蓄庫」という。）の管理並びに使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(備蓄庫の設置場所)

第2条 備蓄庫は、地域防災拠点となっている小中学校等（以下「学校等」という。）の余裕教室等又は敷地に設置するものとする。ただし、敷地内に設置することができない場合には、当該学校等周辺の公共施設内に設置するものとする。

(備蓄物資の品目及び数量)

第3条 備蓄庫には、別表に掲げる物資を備蓄するものとする。ただし、防災・危機管理統括本部長又は区長が特に必要と認めた場合は、品目及び数量を新たに追加又は削除することができる。

(貸付け)

第4条 備蓄物資の保管責任者である区長は、当該区の地域防災拠点運営委員会（以下「委員会」という。）にこれを貸付けるものとする。

2 区長は、前項の規定により備蓄物資を貸付けるときは、「備蓄物資貸付処理票」（第1号様式）により行うものとする。

(保守・点検)

第5条 委員会が貸付けを受けた備蓄物資の保守・点検は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、貸付けを受けた備蓄物資については、定期的に防災資機材等の保守点検を行い、常に良好な状態に維持し、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。
- (2) 委員会は、毎年度2回（半期ごと）備蓄物資の作動状況及び在庫数量を確認し、その結果を「地域防災拠点備蓄物資状況確認報告書」（第2号様式）により区長に報告するものとする。
- (3) 前号の確認にあたっては、備蓄物資のうち、梱包されたまま未開封の消耗物品については、表示数量をもって確認し、点検・数量確認を目的としての開封は行わないこととする。

(費用負担等)

第6条 備蓄庫及び備蓄物資の費用の負担等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 備蓄庫及びその付帯設備の管理及び費用の負担については、防災・危機管理統括本部長が行う。
- (2) 防災資機材等の更新、大規模修繕及び補充については、防災・危機管理統括本部長が行う。ただし、トイレ関係資機材等については、資源循環局長が行う。
- (3) 防災資機材、備蓄庫及びその付帯設備等の軽微な故障修理及び燃料・薬剤等の補充については、委員会が行う。
- (4) 食料等の補充及び更新については、防災・危機管理統括本部長が行う。

(保守点検等の代位)

第7条 委員会の会長等で構成される地域防災拠点運営委員会連絡協議会は、委員会が適正な管理を行うよう指導するとともに、必要に応じて委員会に代位して、防災資機材等の保守点検及び防災資機材等の軽微な故障修理、燃料・薬剤等の補充を行うことができるものとする。

(鍵の管理)

第8条 備蓄庫の鍵は、次の各号に掲げる者が保管する。

- (1) 委員会の代表者又は代表者の指定する者
- (2) 学校の校長
- (3) 区の総務課長
- (4) 防災・危機管理統括本部地域防災課長
- (5) その他防災・危機管理統括本部長又は区長が認める者

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、備蓄庫及び備蓄物資に関して必要な事項は、防災・危機管理統括本部長（トイレ関係資機材等については、資源循環局長）が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

地域防災拠点備蓄物資一覧

区分	品 目		数 量	備 考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000 食	
		保存パン	1,000 食	
	おかゆ		460 食	高齢者用
	スープ		220 食	高齢者用
	粉ミルク・ほ乳瓶		20 セット（うちアレルギー対応 1 セット）	乳児 1 人あたり 1 セット（3 日分）
	水缶詰		2,000 缶	
生活用品	移動式炊飯器、灯油式かまどセット又はガスかまどセット		1 台	小学校…移動式炊飯器又は灯油式かまどセット
				中学校…ガスかまどセット
	LED ランタン		80 台	停電時の照明用
	簡易式テント		2 基	着替えや授乳スペースの確保のため
	生理用品		425 個	
	高齢者用紙おむつ		210 枚	
	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ		1,350 枚	
	くみ取り式仮設トイレ		2 基	
	簡易トイレ便座		6 基	
	トイレパック		5,000 セット	避難者の 5 回分
	トイレットペーパー		192 巻	
	アルミブランケット		240 枚	
	毛布		240 枚	
	保温用シート		150 枚	
	デジタル移動無線子機・延長コード		1 基ずつ	情報受伝達を円滑にするため
	特設公衆電話用電話機・コード		2 基ずつ	避難者の家族等の安否確認のため
	ラジオ		2 台	災害時の情報収集用
	トランシーバー		2 台	地域防災拠点内での連絡調整用
	ビブス（青/橙）		各 10 枚	運営委員会用（青）、ライセンスリーダー用（橙）
	多言語表示シート		1 セット	
	給水用水槽		1 個	
	救護・救助用品	エンジンカッター		2 台
発電機		6 台	ガソリン式発電機 3 台	
			ガス式発電機 3 台（カセットボンベ 12 本付）	
油圧ジャッキ		1 台	またはガレージジャッキ 5 台	
ヘルメット		10 個		
金属梯子		1 本		
投光機・コードリール		5 台ずつ		
担架		10 本		
ポール（応急担架用）		10 本		
ハンドマイク		2 個		
つるはし、大ハンマー、スコップ、ロープ、大バール、ワイヤーカッター、大なた、のこぎり、てこ棒		各 5 本		
掛け矢		2 個		
リヤカー		2 台		
グランドシート		10 枚		
松葉杖		5 組		

備蓄物資貸付処理票

			第 号
分類番号	品名（形状・その他）	数 量	備 考
	別紙一覧表のとおり		
上記物品を貸付けします。 年 月 日 （貸付人） ■物品管理者 所 属： 区 職氏名：総務課長		上記物品を受領しました。 「横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等 管理要綱」の規定に則り、適正な使用等に努めます。 年 月 日 （借受人） 小・中学校地域防災拠点運営委員会 会長	

課 長	係 長	係 員	物品出納員

年 月 日

○ ○ 学校地域防災拠点備蓄物資
状況確認報告書(上・下半期)

○ ○ 区 長

○○ 学校地域防災拠点運営委員会
会 長

横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱第6条第3項の規定に基づき、別紙チェック表により、備蓄物資の在庫数量等を確認しましたので報告します。

結 果

 報告者氏名

- ☐ 備蓄物資を確認の結果、作動状況・在庫数量とも良好でした。
- ☐ 次のとおり[在庫数量 ・ 資機材]に不都合がありましたので、対応願います。

品 目	該当数量	内 容	考えられる原因等	備 考
防塵眼鏡	1	故障・不足	訓練時の毀損による廃棄	
ハンドマイク	1	故障・不足	スイッチ不良、原因不明	
		故障・不足		
		故障・不足		
		故障・不足		
		故障・不足		
		故障・不足		

- [添付資料] ☒ 資機材等確認チェック表写し
☐ その他報告事項